

(参考条例等)

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)

第27条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場所においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第23条第1項、第24条及び第25条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第27条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入れの拒否)

第30条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表の後において、なお、第28条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(抜粋)

(事業用大規模建築物)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項の一の建物であって、その建物内の小売業(飲食店

業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第26条及び第27条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。
- (6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第18条 条例第26条及び第27条第2項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物(以下「再使用等対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生じる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(廃棄物保管場所の設置届)

第19条 条例第27条第1項の規定による届出は、廃棄物保管設置届により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。